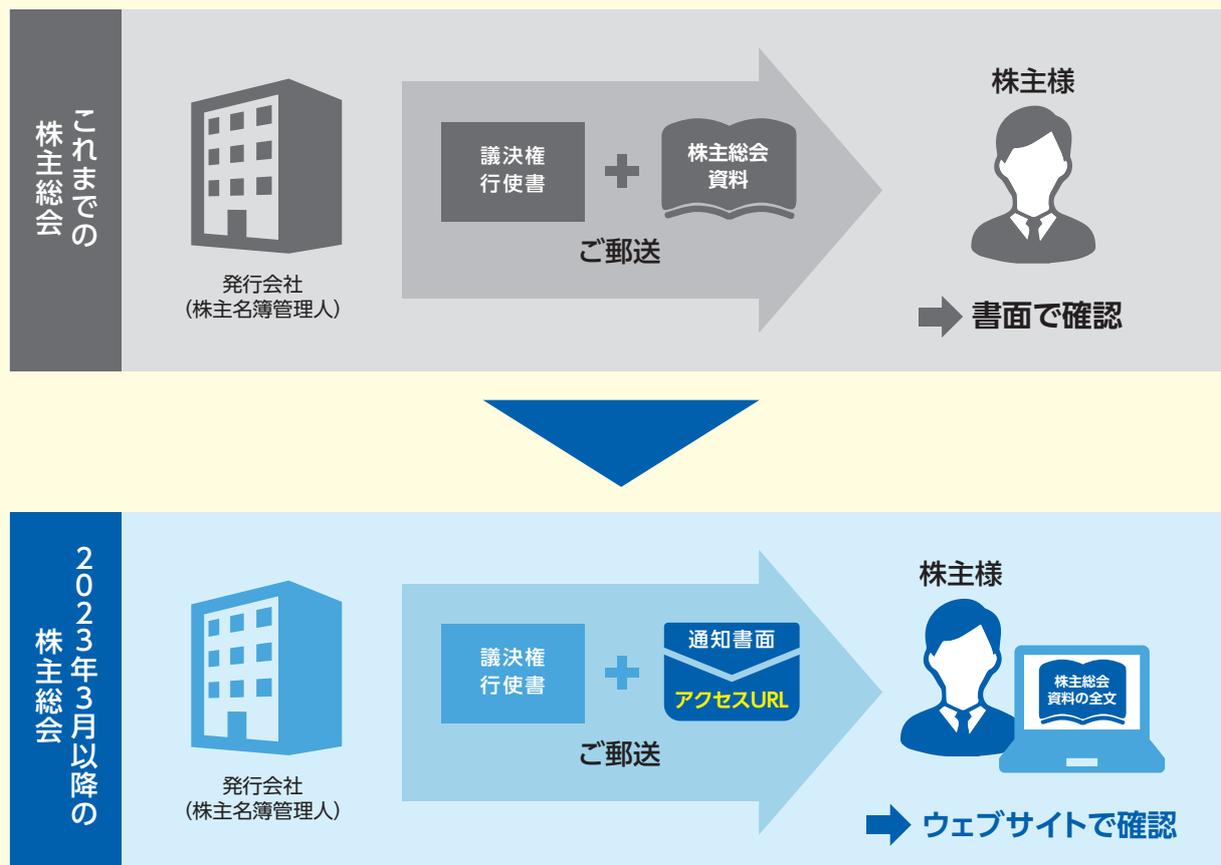




会社法改正により、株主総会資料が原則ウェブサイトで電子提供されます。

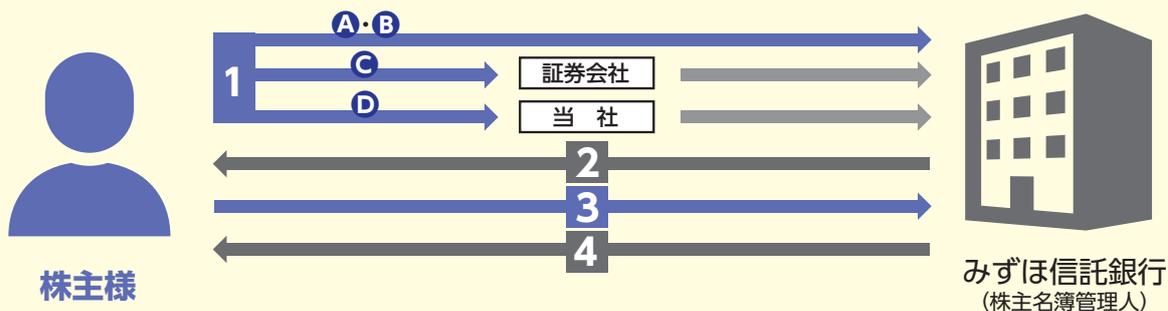
2022年9月1日に施行された改正会社法により、2023年3月以降に開催される株主総会における株主総会資料は、原則ウェブサイトにアクセスいただき、ご確認いただくこととなります。

- 今後は、当社から、株主総会の日時・場所および株主総会資料の全文が掲載されたウェブサイトへのアクセス方法 (URL) 等が記載された通知書面、および議決権行使書をお送りいたします。
- 上記書類をお送りする対象の株主様は、株主総会において1個以上の議決権 (100株以上の株式) を有する株主様となります。



インターネットのご利用が困難であるなど、従来通り、株主総会資料の書面での郵送を希望される株主様は、お手数ですが裏面の「書面交付請求」のお手続きをお願い申し上げます。

「書面交付請求」のお手続きの流れ



1 お手続きのお申し出

A・B. みずほ信託銀行、**C.**お取引証券会社、**D.**当社のいずれかに、書面交付請求する旨をご連絡ください。

A. みずほ信託銀行 フリーダイヤル **0120-524-324** 音声ガイダンス(24時間年中無休)
※証券コードは「5411」です。 オペレーター(平日 9:00~17:00)

B. みずほ信託銀行ウェブサイト [書面交付請求書申請ポット](#) (画面右下) に必要事項を入力
※申請には株主番号が必要です。

みずほ信託 株式に関するお手続き

検索

みずほ信託銀行
ウェブサイト



C. お取引証券会社にご連絡ください。

D. 当社代表電話番号 03-3597-4321 (平日 9:00~17:30)

2 みずほ信託銀行より、2~3週間で「書面交付請求書」を郵送にて株主様にお送りいたします。

3 「書面交付請求書」の内容をご確認の上、切手を貼り付けてご返送ください。

※切手代は株主様のご負担となります。また、一連のお手続きには費用が掛かる場合があります。

4 みずほ信託銀行より、「完了通知」を株主様にお送りいたします。

※「書面交付請求」の受付期限は、書面交付を希望する株主総会の基準日までとなります。

(2023年6月開催予定の定時株主総会の場合、2023年3月31日まで)

なお、書面交付請求の受付は、**3**の書面交付請求書がみずほ信託銀行に到着した時点をもって有効となります。

よくあるご質問

1 基準日以降に書面交付請求をした場合はどうなりますか。

当該基準日の株主総会では、従来通りの株主総会資料はお送りできません。次回(書面交付請求の受け付け以降に基準日を迎える株主総会)からは、従来通りの株主総会資料をお送りいたします。なお、書面交付請求の有無にかかわらず、株主総会資料の全文を掲載しているURL等を記載した通知書面はお送りいたします。

2 毎年の株主総会ごとに書面交付請求が必要ですか。

一度書面交付請求をしていただければ、書面交付請求の受け付け以降に基準日を迎える株主総会はすべて有効となります。ただし、一定期間経過後に、当社から書面交付継続の意思確認をさせていただく場合がございます。

3 一度株式を全て売却し、その後再取得した場合には、再度書面交付請求が必要ですか。

お手数ですが、改めて書面交付請求のお手続きをお願い申し上げます。

4 配当金関係の書類も電子化されますか。

配当金については本制度の対象には含まれないため、従来通り書面で書類をお送りいたします。

<お問い合わせ先>

みずほ信託銀行 電子提供制度専用ダイヤル または お取引証券会社までお問い合わせください。

みずほ信託銀行(株) 電子提供制度専用ダイヤル フリーダイヤル **0120-524-324** (平日 9:00~17:00)